

箱 根 町
地 域 福 祉 活 動 計 画

平成 28 年 3 月

社会福祉法人 **箱根町社会福祉協議会**

目 次

第1章	第5次計画策定のねらい.....	1
1	第4次計画までの成果と課題.....	1
2	計画の性質と特徴.....	2
3	計画の構成と期間.....	3
4	計画策定の視点.....	3
第2章	箱根町における福祉ニーズの実態と取り組み目標.....	5
1	箱根町の現況.....	5
2	箱根町におけるニーズの実態.....	6
3	第5次計画の取り組み目標.....	10
第3章	基本計画.....	11
1	基本理念.....	11
2	基本構想.....	12
第4章	実施計画.....	17
1	地域福祉活動計画の推進 ～みんなが福祉活動に参加できるまちづくり～.....	17
	(1) ふれあいいきいきサロンの推進.....	17
	(2) ボランティア活動の促進.....	19
	(3) 地域の人材育成.....	21
	(4) 新たな活動の構築.....	23
2	支援体制の強化・充実 ～安心して暮らせる支援体制づくり～.....	25
	(1) 総合相談事業の強化充実.....	25
	(2) 権利擁護事業の推進.....	27
	(3) 在宅福祉サービスの確保と強化.....	29
3	災害への備え ～災害に強い地域づくり～.....	30
	(1) 災害ボランティア（個人・団体）の推進と体制づくり.....	30

第1章

はこね社協第5次地域福祉活動計画策定のねらい

第 1 章

第5次計画策定のねらい

1 第4次計画までの成果と課題

(1) これまでの経緯

箱根町社協は、地域福祉の中核・拠点を目指して、平成3年度から平成7年度までの5年間にわたる「箱根町社協発展計画」を策定した後、平成8年度から現在にいたるまで、5年ごとに「地域福祉活動計画」を策定し、行政をはじめ関係各機関・団体等との連携を深めながら、地域福祉の実現に取り組んできました。

特に、平成23年度から平成27年度までの「はこね社協第4次地域福祉活動計画」においては、箱根町が策定する「箱根町地域福祉計画」との整合性を図り、社協・行政が一体となって活動を推進していくという明確な性格づけがなされました。

(2) 第4次計画の成果と課題

① 地域福祉活動推進部門

大きな成果として、【小地域福祉活動の推進】では、第4次計画策定時には町内2カ所で開催されていたサロン活動が、平成27年度（平成27年12月17日時点）には9カ所に増加しています。また、社協が重点的に実施してきた“福祉理念の普及活動”をきっかけとして、住民の甚大な力を得るに至り、箱根町の新たな福祉資源として発展してきました。

【ボランティア活動の充実】では、将来一人でも多くの方に福祉活動に参画していただけるよう、「心を育むボランティア講座」と題して、これまで取組みの無かった新たな分野での講座を開催し（平成26～27年度）、例年と比較しても多くの住民の参加を得ることができました。

また、平成25年度からは、新規事業として“雪かきボランティア”を事業化し、高齢者や障がいのある方のニーズに対応する体制を整備しています。

このように、地域福祉活動部門においては、概ね計画を遂行することができました。今後は、人口減少や高齢化に伴い、公私にわたる福祉資源の減少が懸念されるほか、箱根町において介護保険総合事業が施行されると、これまでの介護予防サービス利用者に対する新たな福祉資源の充足が必要となります。

行政との強力な連携体制を図り、地域福祉活動を充実させていくことが大きな課題であると考えます。

②援護・在宅福祉サービス部門

【相談援護の充実】、【権利擁護事業の推進】では、地域包括支援センターを含め、各事業に専門職を置き、計画に沿った事業を遂行しています。

また、【在宅福祉サービスの推進】では、介護保険サービス、障害福祉サービスにおいて、住民の多様なニーズに対応できるよう、職員を増員して体制の強化を図っています。

介護保険制度の改正により、介護報酬が大きく減額になりましたが、人材の確保と健全な経営状態を両立させ、住民に安定したサービスを提供していくことが大きな課題となっていることから、社協のみならず、全町を視野に入れた対応を検討していくことが必要です。

2 計画の性質と特徴

町が策定する「地域福祉計画」が、地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める指針であるのに対し、社協が策定する「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の推進・調整役として、住民の福祉ニーズを把握し、誰もが安心して暮らすことができる“福祉のまちづくり”を目指すものです。

社協は、“住民が孤立することのないよう、一人ひとりの生活を地域で総合的に支援していく”ための活動を推進する役割を担います。

効果的に計画を遂行していくためには、両計画が一体性を持って策定されることが望ましいことから、福祉課と連携を図り、町が行うアンケート調査結果を共有するだけでなく、職員が地域福祉計画策定委員会ならびに住民懇談会等に参画することで、これを実現しています。

3 計画の構成と期間

この計画は、基本理念の実現を目指し、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。また、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間としています。

(1) 基本構想

基本理念である『心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり』の実現に向けた、計画期間中に進める組織基盤の強化や実践活動の骨組みについて定めています。

(2) 基本計画

基本構想で定めた骨組みの各部門を融合させることによって、基本理念の実現を図っていく図式を定めています。

(3) 実施計画

基本計画の具体的な実践方法について、活動計画として定めています。なお、住民や関係団体等の要望、計画事業の進捗状況を踏まえて、毎年度ローリング方式により見直し、調整することとします。

4 計画策定の視点

この計画を策定していく上で、次の2つを基本的視点として整理し、計画策定を行いました。

- (1) 町地域福祉計画との整合性を図り、地域特性を充分認識して計画づくりを行うこと。
- (2) 町地域福祉計画に基づき、地域福祉推進における町社協の基本的な考え方と各種福祉推進主体との連携による具体的な取組み方法を明らかにすること。

第2章

箱根町における福祉ニーズの実態と取り組み課題

第 2 章

箱根町における福祉ニーズの実態と取り組み目標

1 箱根町の現況

(1) 地勢

箱根町は神奈川県南西部に位置し、都心から約 80 キロメートルの距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町、西側は静岡県 3 市 2 町と接しています。町面積の大部分は山岳地帯からなり、住民が居住する区域で見ると、隣接する市町とは地理的に大きく隔てられています。

昭和 31 年 9 月 30 日に旧 5 か町村（湯本町、温泉村、宮城野村、仙石原村、箱根町）が合併し、現在の箱根町に至っていますが、旧来より国際観光都市として内外にその名を知られ、多くの観光客が訪れる風光明媚な自然と歴史あふれる町です。

(2) 過疎化と高齢化

日本有数の温泉地であり、国際観光都市という華やかさをもつ箱根町ですが、そこに暮らす住民にとっては観光シーズンを中心に発生する交通渋滞や地形的に隔てられていることなどにより、通勤、通学、医療機関への受診や買い物など、日常生活の利便性は決して良いとはいえません。さらに、大規模災害時には甚大な被害と、救助・救援に対する相当の困難さが想定されています。

また、近年では子育て世代を中心に多くの町民が町外へ転出するなど、過疎化と高齢化が一層進んでいます。平成 23 年から平成 27 年（各年 1 月 1 日現在）の 5 年間で比較で見ても、総人口が 13,813 人から 13,075 人に減少する中で、年少人口（0～14 歳）の構成比は 8.2%から 7.4%へ減少する一方、老年人口（65 歳以上）の構成比は 28.1%から 33.6%へ増加しています。

このように、箱根町における過疎化と少子・高齢化には著しいものがあり、援助を必要とする方への生活支援の必要性は確実に増大し続けているといえます。

2 箱根町におけるニーズの実態

箱根町では、「地域福祉計画」を策定するにあたり「地域福祉推進のためのアンケート調査」を実施しました。その結果の中から、地域福祉推進に重要なポイントをピックアップしました。

(1) アンケート調査の結果から

問9 あなたは、現在の箱根町の住みよさをどのように感じていますか。

「住みよい」が52.9%。「住みにくい」が43.2%を占め、半数近くの方が住みにくさを感じているのが現状です。

問10 あなたは普段、隣近所や地域の人とどの程度の付き合いをしていますか。

「どんなことでも気兼ねなく相談し、助け合うことができる」「なんでもとまではいかないが、内容によっては相談し、助け合うこともできる」「簡単な頼みごとならできる」まで、住民同士が何らかの形で支え合っているが53.5%で約半数を占めています。

多くの方が隣近所で助け合っている一方で、年齢が低くなるにつれ隣近所との付き合いが浅くなっている傾向にあります。

問11 地域社会における関わりについてはどう考えますか。

「隣人との支え合い助け合いなど、付き合いを大切にしたい」という方「そう思う」「ややそう思う」を含めて78.6%あり、「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加したい」が61.1%。「地域社会がよくならなければ、自分の生活もよくなれない」という方が68.8%を占めており、多くの方が地域での支え合いを尊重し、今後の地域生活に「住民相互の助け合い」が必要だと感じていることが分かります。

問14 あなたは日ごろの生活で、困っていることや不安なことはありますか。

「火事・地震・水害・土砂崩れなどの災害」が36.1%と最も多く、次いで「重いものの運搬」21.0%、「買い物」18.0%、「通院」17.8%となっています。他にも「役場や銀行手続」「高いところの電球交換」「ゴミ出し」「金銭管理」など、高齢化に伴うニーズが際立っています。

問 15 あなたは、日ごろの生活での困ったことについて、誰（どこ）に頼んだり、相談したりしますか。

「家族・親族」や「友人・知人」が最も多く、「近所の人」は 14.6%、社会福祉協議会は 5.1%となっています。また、「誰にも頼まない、相談しない」が 6.7%であり、理由として「どこに相談すればよいか分からないから」が 25.5%となっています。

社会福祉協議会への相談率が低いことから、同会による地域福祉システムの推進及び事業周知が不十分であることが分かります。

問 16 近所に住む「一人暮らしの高齢者」、「寝たきりの高齢者や障がいのある方がいる家庭」、「子育てをしている家庭」などに対する支援（日常生活上のお手伝いなど）についてあなたができる手助けはありますか。

「話し相手・相談相手をする」が 28.1%で最も多く、次いで「ゴミ出しを手伝う」25.8%、「買い物の手伝いをする」19.7%となっています。平成 22 年度の調査結果と比較すると、ほとんどの項目において手助けできるポイントが減少する一方で、「困りごと相談を専門窓口にとりつぐ」が 1.7%から 12.4%へ、「特にない（手助けできないを含む）」が 15.9%から 29.0%と大幅に増加しています。これは高齢化等に伴い地域の支援力が低下しているものと考えられます。

問 18 地域の支えあいをはぐくむためには、どのような取り組みに力を入れることが重要だと思いますか。

「地域で行っている様々な活動内容について情報提供をする」が 36.4%と最も多く、次に「地域の中で手助けをする人と手助けをしたいと思っている人を結び付けつるための調整の場や組織を充実する」が 35.5%と続いています。

ボランティア等の調整の場や組織が十分でないと認識されている方が多いことが分かります。

問 19 あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか。

ボランティア活動に「現在参加している」は 14.0%。「現在は参加していないが、条件が整えば参加したい」が 41.7%と最も多い回答となっています。条件は「自分に合った時間、内容であること」が 72.9%と最も多く、次いで「定期的でなくても活動できること」38.4%、「誰でも簡単にできること」26.0%と続いています。

多くの方が、ボランティア活動への参加を希望されており、その条件として活動の多様化を望んでいることが分かります。

問 27 あなたは、「箱根町社会福祉協議会」を知っていますか

「名前も活動も知っている」が平成 22 年度から 7.2 ポイント上昇し 25.7%となっているものの、「名前は知っているが、活動内容は分からない」「名前も活動内容も知らない」を合わせると 70.6%と、「社会福祉協議会」の住民への周知が未だに低いことが分かります。

問 28 あなたが箱根町社会福祉協議会に期待することは次のどれですか。

「障がいのある方やひとり暮らしの高齢者など、生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が最も多い 50.2%。次いで「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと」40.5%、「福祉、ボランティア、住民活動の中心的役割を果たすこと」が 28.5%。「地域に孤独な人がいない町づくりをしていくこと」21.8%となっています。一方で「特にない」という回答が 8.1%となっており、「相談機能の充実、福祉課題への取り組み、ボランティア活動の充実などが求められている一方で、同会の事業推進が未だ不十分である」ことが分かります。

(2) その他の課題

◆ 高齢者世帯率の増加

観光地の特徴として、就労を目的とした単身者の転入が多くなっています。また、若い世代の転出が増加したことなどにより、結果的に高齢者世帯の割合が増大しています。

◆ 孤立しやすい状況

転入者は、地域との関係が希薄なケースも少なくなく、高齢期になると特に孤立しやすい傾向にあります。

◆ 住民ニーズの多様化と重複化

介護のみならず、貧困、権利擁護、防犯など、住民のニーズは多様化するとともに、様々な問題が重なり合い、総合的な相談援助の機能が求められています。

◆ 困難な移動環境

山間部で移動手段が限られることに加え、病院、学校、商業施設などの社会資源が少ないことから、特に高齢者や障がいのある方などは、日常生活を送るにあたり他者の支援が必要となります。

◆ 福祉資源の確保

高齢者福祉分野においては、現在町内の介護保険事業所に加え、町外からの事業所も参入していますが、山間部であり移動時間を要することから、都市部と比較すると収益を得にくい環境にあります。平成 27 年度にも小田原市から参入していた訪問介護事業所がこれを理由とし、撤退に至りました。

今後の人口減少なども追い打ちとなり、福祉資源の減退が懸念される中において、安定した福祉サービスの提供が求められています。

◆ 介護予防サービスの確保

特に介護予防サービスについては、介護保険制度改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、その一部が今後、箱根町が実施していく介護保険総合事業により提供されることとなります。効果的で安定した介護予防サービスを提供するため、体制を整備していく必要があります。

3 第5次計画の取り組み目標

第1章での整理を踏まえ、第5次計画の取り組み目標を、部門ごとに次の通り掲げました。

I 「地域福祉活動計画」部門

- (1) ふれあいいきいきサロンの推進
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 地域の人材育成
- (4) 新たな活動の構築

II 「社協が構築する支援体制」部門

- (1) 総合相談事業の強化・充実
- (2) 権利擁護事業の推進
- (3) 在宅福祉サービスの確保と強化

III 「災害に強い地域づくり」部門

- (1) 災害ボランティア（個人・団体）の推進と体制づくり

これらの取り組み目標の達成に向けて、取り組み課題を整理しました。基本計画では、計画期間内に目指す全体像を示し、具体的行動を実施計画にプラン化しています。

第3章

基本計画

第 3 章

基本計画

1 基本理念

箱根町社協が展開する地域福祉活動は、時代の変化や要請によって次々と新たな事業・活動を創生し、発展・進化を遂げていきますが、根底にある基本理念はいつの時代も不変のものと考えます。よって、第5次計画においてもこれまでの基本理念を踏襲することとします。

心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり

わたしたちはこの町に住むすべての人がともに・・・

支えあい

学びあい

ふれあい

心豊かで思いやりに満ちた“まち”を
つくりあげていくことを目指します！

2 基本構想

(1) 地域福祉活動計画として

福祉活動の中核体として、社協への期待や役割は、町行政の地域福祉計画の策定とも相俟ってますます高まることが予想されます。

第5次計画においても、社協がこれまで推進・発展を目指してきた次のことについて継続して取り組んでいきます。

- 当事者やボランティアなど、住民自身による組織化を基盤に地域福祉を発展させること
- 組織化を進め、その系統性を生かし、住民の参加と合意を踏まえた地域福祉の充実を図ること
- 社協自らが生活を支援するシステムや機能を持つとともに、連絡調整機能を生かし、関係機関・団体とのネットワークのもと住民の生活を支える仕組みをつくること
- 行政が行う地域福祉推進施策について、民間福祉活動の中核体として住民と行政の橋渡しとなること
- 住民参加を基礎に組織力と事業を有機的に結びつけ、地域福祉の総合的展開を担うこと

(2) 計画推進のポイント

箱根町社会福祉協議会が“心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり”を推進していくための推進ポイントとして、次の9項目を掲げました。

① 総合的な相談活動の推進

地域社会の変貌を背景に、住民の抱える生活問題もますます拡大・多様化してきています。これらの問題に的確に対応し、解決を図っていくためには、地域社会に密着した相談活動の展開が重要です。社会資源が充分とはいえない箱根町で地域住民の抱える福祉問題に対応していく本会にとっては、相談機能の強化が不可欠であることから、社協特有の機能特性を生かした「社協の総合相談」の確実な展開を目指します。

② 小地域福祉活動とネットワーク活動の推進

家族・近隣住民などのインフォーマルな「福祉機能」が希薄化している上に、従来の地域社会に残っていた相互扶助による「福祉機能」が、箱根町においても様々な理由で弱体化してきています。これまでの「近隣のたすけあい」を再構築し、地域の福祉力向上を目指し、地域で支え合う仕組みを作っていく必要があります。

地域福祉の中心的な担い手は“住民”ですが、若い世代だけでなく、新たに“健康で元気な高齢者（アクティブシニア）”に視点を向け、福祉活動への参加を促していきたいと考えています。福祉人材としてだけでなく、“生きがいのある活動の創出”、“介護予防”といった側面も持ち合わせるものです。

③ ボランティア活動の推進

社協として、ボランティア活動や住民活動の特質、広がりやその社会的役割をどのように捉えるかの指針を明確にする必要があることから、新たなボランティア活動の視点として「エリア型ボランティア」の推進を図っていきます。

昨今、住民の福祉ニーズは多様化し、内容も地域によって異なることから、“地域で本当に困っていること”、“少数のニーズ”に対してしっかりと対応して行くことができるよう、各地域（小地域）に則した実用性の高いボランティアの組織作りにスピード感を持って取り組んでいきます。

これらは、前項の「小地域福祉活動とネットワーク活動の推進」とも深く関連してくるものであることから、一体的に推進していきます。その担い手の一つが、地域の福祉ニーズを発見し、各種資源との調整役のほか、社協や町と協力して福祉の地域づくりを進めていく役割を担う「生活支援コーディネーター」です。社協では、町と協力し「生活支援コーディネーター」の育成を図っていきます。これら2つの新たな取り組みは、第5次計画における最重要課題として捉えていくものです。

一方で、ボランティア活動の普及啓発を目的とした講座の開催、ボランティアを始める第一歩となるような誰でも参加できる形態の「雪かきボランティア」をはじめとする活動についても継続し、町内のボランティア意識の向上を目指します。

さらに、災害ボランティアセンターに関しては、平成23年度に策定した「箱根町災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」、箱根町との間で結んだ「災害ボランティアセンターの設置についての協定」を生かし、災害時における災害ボランティアセンターの活動や支援内容についても周知する必要があります。行政や関係機関・団体間の連絡・連携体制を強化し、必要なときに災害ボランティアセンターの役割を果たせるような体制づくりも急務です。

④ 在宅福祉サービス事業の運営と福祉サービスの開発

在宅福祉サービスの供給量が充分とはいえない箱根町にあって、高い公共性を持つ本会としては、低所得者や制度の谷間にあるニーズへの対応などの不採算な事業であっても、“必要なサービスであれば実施すること”を社協の使命としてとらえなければならない面があります。不採算部分を補える新規事業への参入とコスト意識を持った採算性の高いトータルな事業経営を行いつつ、地域のニーズに応えるために不採算な事業にもあえて取り組むことに対して、行政や住民から理解と支援が得られるよう努めることが必要です。また、不足サービスや住民ニーズに基づくインフォーマルサービスの開発も重要な使命となります。

⑤ 福祉サービスの利用支援と情報提供

日常的に支援を要する人が在宅生活を維持するためには、日常生活の見守り、支え合い等のインフォーマルな活動や、適切な福祉サービスが複合的に提供されることが必要です。しかし、本人が自ら情報を得たりサービス等をコーディネートすることは困難です。また、福祉サービスが契約で行われる時代となった今、福祉サービスの利用を支援する仕組みがなければ、近隣市町に比べてひとり暮らし高齢者が多い箱根町にあっては、適切なサービスや支援を受けられずに地域で孤立してしまうケースが多発する恐れがあります。

地域で要支援者を支える包括的な支援体制の確立やネットワークの構築と併せ、「地域包括支援センター」の機能充実と福祉サービスを利用する際の各種手続きの支援や日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かりサービスなどを行う「日常生活自立支援事業」を積極的に推進するとともに、「成年後見制度」への移行も視野に入れた、よりきめ細かい支援システムが必要とされます。また、福祉サービスを適切に利用する上での情報提供があらためて重要視されてきており、単に福祉サービスの周知にとどまることなく、その役割・機能を幅広くとらえていく必要があります。

⑥ 行政・各種地域福祉推進主体との連携

地域福祉活動推進の中核体として、行政をはじめ、各種地域福祉推進主体との連携を深め、箱根町地域福祉計画との連動性をもって“心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり”を目指します。

⑦ 生活困窮者自立支援法への対応

平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活困窮者への新たな支援施策が本格化しています。

現在、県内では 5 市において、社協が自立相談支援事業を受託する方向で調整が行われています。箱根町社協では、既存の生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業のほか、県社協の実施する「かながわライフサポート事業」等との連携を取りながら生活困窮者への対応を図ります。

また、生活困窮者自立支援法を単に経済的困窮者支援と捉えるのではなく、社会的孤立など広く地域福祉の課題に対応する体系としてとらえていきます。

⑧ 介護保険制度改正への対応

2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳を迎えるなど、少子・高齢化が進展しています。今後も高齢者の多様な生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、市町村が中心となって地域の支え合いの体制づくりを推進する新しい総合事業を平成29年度までに実施することとなっています。しかし、市町村のみで地域の支え合いの体制を作ることは難しく、社協特有の機能や特性である“住民や行政とともに地域の課題に対応する支援を作り上げていく”という役割が重要度を増しています。

また、そこからフォーマル・インフォーマルな力を集結させ、地域包括ケアシステムの一部を住民とともに担っていくことが今後の社協のテーマであると考えます。

⑨ 社会福祉法人制度改革への対応

社会福祉法人制度の変化や公益制度改革などに伴い、社会福祉法人は、規制改革会議、社会保障制度改革国民会議、政府税制調査会などで厳しい指摘を受けています。こうした中、厚生労働省では「社会福祉法人の認可について」を一部改正し、現況報告書等のインターネットでの公表を義務づけるなど、ガバナンスの強化を図るとともに、制度や市場原理では対応できないニーズにも積極的に対応するための公益的な活動を課すことを社会保障審議会福祉部会で検討されています。

第4章

実 施 計 画

第4章

実施計画

1 地域福祉活動計画の推進 ～みんなが福祉活動に参加できるまちづくり～

(1) ふれあいいいきいきサロンの推進

ふれあいいいきいきサロンは“社会参加による孤立防止の場づくり”として全国的に推進されている活動です。町内では、平成20年度に2カ所で活動が立ち上がり、平成27年度には9カ所に増え、活動が地域に浸透するとともに、住民の憩いの場となっています。社協では、さらに拠点を増やすとともに活動を充実させ、住民の生活により身近なものとしていこうと考えています。

■ 現 状 ■

- 湯本地域・温泉地域・宮城野地域・箱根地域でサロン活動が行われており、住民の「孤立防止」「安否確認」の場として大きな役割を担っています。また、町内に活動意義が周知されてきており、地域の新しい資源として住民が主体的に取り組んでいます。
- 一方で、活動が行われていない地域もあり、潜在する住民ニーズが明確になっていません。参加したくても参加できない住民がいる可能性があります。
- また、特に高齢者の要望が多いこと、男性に馴染みにくい内容であることから、高齢・女性の参加者が多く、若年・男性の参加が少なくなっており、参加者層が偏っています。
- 社協による住民に対する「サロン活動」の周知が不十分です。



▲ 地域の子どもたちも参加する毎年恒例の流しそうめん（湯本やまゆり会）

■ 課 題 ■

- 【課題1】住民の「憩いの場」として、活動を長く続けていく必要があります。
- 【課題2】住民の声を明らかにして、孤立のない地域にしておく必要があります。
- 【課題3】一人ひとりが、より暮らしやすい地域にしていくために、地域が沢山の情報（選択肢）を持っていることが必要です。
- 【課題4】一人ひとりが、より暮らしやすい地域にしていくために、幅広い世代、性別を問わず、必要に応じ地域に参加できる場所を設けることが必要です。

■ 具体的な取組み・目標 ■

課題	対応する取組み（社協の事業）	目標
1 憩いの場	住民主体の活動を、側面的に支援をしていきます。 ◆人的支援 ◆職員による活動への参画、相談 等 ◆物的支援 ◆活動の広報、レクリエーション用品の貸出し等 ◆経済的支援 ◆助成金の交付	★住民の要望がある地域で、活動を継続
2 孤立地域の解消	地域と社協が連携を図り、住民のニーズを明らかにするとともに、課題を共有していきます。また、必要に応じて新たなサロン創設など、地域とともに検討し、必要な支援をしていきます。 ◆小地域におけるアンケート調査の実施 ◆職員による地域への介入（各住民団体、当事者団体等との連携）	★新たな活動の展開による孤立者「0」
3 情報共有	サロン活動について、地域（住民）と情報を共有していきます。 ◆広報誌「社協はこね」による情報提供 ◆ホームページによる情報提供 ◆職員による地域への介入（各住民団体、当事者団体等との連携）	★新たな活動が始められるよう、地域の福祉力の高揚
4 場の創設	アンケート調査だけでは明らかにならない住民の要望や全町的なニーズを把握し、活動の創設や見直し等（例：障がい者も参加できるサロン活動の創設）、「参加しやすい雰囲気づくり」について検討・実現していきます。 ◆職員による当事者へのヒアリング 等	★少数者の要望を明らかにし、必要な支援の実施

▼ 参加者の一人ひとりがサロンの主役です（芦ノ湖サロン）



(2) ボランティア活動の促進

多くの住民がボランティア活動に参加できるよう、社協事業を通して福祉理念の普及・啓発を進めていくほか、誰もが参加しやすい活動の場を創設していきます。また、「主体性」と「継続」がボランティア活動の重要な要素として捉えて、活動に対する側面的な支援を行います。

■ 現 状 ■

- 日常生活に関するニーズを解決する手段として「ボランティアによる援助」という選択肢が少なくなっています。潜在的な住民ニーズを、地域と社協が共有できず、「ボランティアの育成」、「住民ニーズとのマッチング」といった、ボランティアにより困りごとを解決する仕組みができていません。
- 特定一部のことに関する要望について、営業目的や公の事業との関連などから、事業化に至っていませんでしたが、冬季の積雪に対応するため、平成 25 年度から新しい事業として「雪かきボランティア」を創設し、高齢世帯などから好評を得ています。
- ボランティア団体加入者数は、年々減少傾向にあり、新たな参加者の獲得ができていません（福祉ボランティア団体：10 団体・約 140 名）。各ボランティア団体においては、メンバーの高齢化が顕著である上、若年層が馴染みにくい活動内容であることなどから、新たな参加者が得られていません。

■ 課 題 ■

- 【課題 1】更なる高齢化や人口減少が懸念される中、多様化する住民の要望に応じ、暮らしやすい地域を作っていくためには、住民相互に支え合う仕組みを社協と地域と一緒に構築していく必要があります。
- 【課題 2】一人ひとりが、暮らしやすい地域にしていくため、新たなボランティア事業の検討・創設をしていく必要があります。
- 【課題 3】ボランティア団体の活動により、住民がより楽しく、豊かな暮らしを送れるよう、魅力ある活動を続けていく必要があります。

■ 具体的な取組み・目標 ■

課題	対応する取組み（社協の事業）	目標
1 住民相互の仕組み	地域と社協が連携を図り、住民のニーズを明らかにするとともに、課題を共有していきます。 また、必要に応じて新たな仕組みの構築（例：日常生活を支援するボランティアシステムの構築）など、地域と共に検討し、必要な支援をしていきます。 ◆小地域におけるアンケート調査の実施 ◆職員による地域への介入（各住民団体、当事者団体等との連携）	★ボランティアにより、住民の要望（困り事）が解決できる仕組みの構築
2 新事業の検討・創設	アンケート調査だけでは明らかにならない住民の要望、全町的なニーズを把握し分析・研究する中から、新たな活動の創設について検討・実現していきます。	★少数者の要望を明らかにし、必要な支援の実施
3 場の創設	ボランティア団体に対する側面的な支援を行うとともに、地域や住民の要望に沿った活動を展開していきます。 ◆人的支援 ◆職員による相談、助言 等 ◆物的支援 ◆活動の広報、レクリエーション用品の貸出し等 ◆経済的支援 ◆助成金の交付	★地域や住民の要望に沿った形での継続

▼ 高齢や障がいに関するボランティア講座



積雪による困りごとを解消する雪かきボランティア ▲

(3) 地域の人材育成

『誰もが暮らしやすいまちづくり』を進めていくためには、地域の福祉活動リーダーの育成が必要不可欠です。住民一人ひとりが自分の住む地域に目を向け、それぞれの地域に必要な福祉活動を社協と一緒に考えるリーダーを育成していきます。

■ 現 状 ■

- ボランティアによる支援を必要とする方は今後増えていくことが予想されますが、登録ボランティアは減少傾向にあり、新たな担い手（ボランティア）の育成が遅れています。
- また、既にボランティア活動をしている人に対しても、知識を深める場が町内に無く、他の活動に目を向け、スキルアップして活動の幅を広げる機会がありません。
- 住民組織（自治会）との連携が不足しており、住民や住民組織と社協が地域について話し合い、考える場がありませんでした。
- 教育現場においては、公立校で行う授業の日数や内容についての決まりがあり、町内の各学校で「高齢」や「障がい」などの福祉に関する授業（出前講座）が行われています。

■ 課 題 ■

- 【課題1】 ボランティアを必要とする方のニーズに応えられる地域になるよう、ボランティアを自発的に始める人を増やす必要があります。
- 【課題2】 活動を継続していくためには、様々な活動に興味を持ち、色々な支援を行うことができるボランティアを増やす必要があります。
- 【課題3】 継続して関わりを持ち続け、新たに自治会長になる方も地域福祉に関する知識を得られるよう、研修を定期的に行う必要があります。
- 【課題4】 学齢期から多様な福祉教育を受けられる環境を整備するとともに、住民の参加による出前体験講座を実施するなど、ボランティアを身近に感じてもらう必要があります。

■ 具体的な取組み・目標 ■

課題	対応する取組み（社協の事業）	目標
1・2 関心高揚	住民の方々がボランティア活動に興味を持ち、「ボランティア活動を始めたい」と思ってもらえるような講座を開催し、ボランティアの心を育てていきます。 また、既に活動しているボランティアが活動に役立つ知識を身に付け、現在の活動以外にも目を向けられるよう支援します。 ◆ ボランティア育成講座の開催（「心を育むボランティア講座」の開催）	★ボランティアへの関心高揚 ★自発的な活動の開始・継続
3 研修開催	地域福祉を推進する主役は住民という認識で、社協は住民主体の地域福祉活動への支援をします。 ◆ 住民向け地域福祉研修会の開催（地域の困りごとから、必要な解決方法を地域の方々と一緒に考えます）	★住民中心の地域福祉活動の創設・継続
4 福祉教育	将来の地域の担い手である小中学生への出前講座を行うことで、学齢期から体験をとおして支援（手助け）の方法や心を育みたい。 ◆ 出前体験講座の実施（必要に応じ、職員や講師、ボランティアの派遣をします）	★定期的な出前体験講座の開催

▼ 住民組織への地域福祉研修会



▲ 中学校での車いす体験講座

(4) 新たな活動の構築

社会福祉協議会は地域に必要とされ、地域住民一人ひとりが主体となって運営できる活動を住民と協働しながら考えていきます。

■ 現 状 ■

- 住民自身が、自分の暮らす地域の福祉課題を知る機会がなく、地域の課題（困りごと）を住民間で共有できていません。
- アンケート結果によると、ボランティア活動に興味がある方が約4割と、ボランティア活動に興味のある方は多くいますが、活動に結びついていません。いろいろな方が楽しみながら参加できるボランティア活動がありませんでした。

■ 課 題 ■

- 【課題1】住民と社協が地域課題を共有し、その解決策を一緒に考える仕組みを作る必要があります。
- 【課題2】ボランティア活動に「条件が合えば参加したい」という方々の興味を引き、誰もが参加しやすいボランティア経験を積める活動や行事が必要です。



高齢者施設で特技の披露によるボランティア活動 ▲

■ 具体的な取組み・目標 ■

課題	対応する取組み（社協の事業）	目標
1 地域課題 の共有	<p>地域での地域福祉アンケートを実施します。また、地域ごとに違う課題を明らかにし、住民と社協が共有します。</p> <p>◆地域福祉アンケートの実施（アンケート実施後は明らかになった課題に対応するための活動について住民と話し合います＜仮称：地域福祉会議＞）</p>	<p>★各地域で（仮称）地域福祉会議を開催</p> <p>★地域運営による地域福祉活動の開始</p>
2 行事・事業 ・活動の 開催	<p>ボランティア等の活動をとおして地域参加につながる行事や事業・活動を開催し、多くの方が参加することで地域の福祉力の向上を目指します。</p> <p>◆担当職員による地域への介入</p> <p>◆地域福祉アンケートの実施（地域に必要とされ、誰もが参加しやすい事業活動を地域とともに企画し実行します）</p>	<p>★各地域で（仮称）地域福祉会議を開催</p> <p>★地域運営による地域福祉活動の開始</p>

▼ 地域や参加者に合わせた内容で行うサロン活動（大平台リンリン）



特別な知識を要しない活動（雪かきボランティア） ▲

2 支援体制の強化・充実 ～安心して暮らせる支援体制づくり～

(1) 総合相談事業の強化充実

社協によせられる個別の相談に対して適切に対応することだけでなく、幅広いネットワークを活かして住民や地域の課題解決に取り組みます。また、地域において新たな福祉人材を育成することで、さらに幅広く、きめ細やかな対応を可能としていきます。

■ 現 状 ■

- 主に、加齢に伴う介護や日常生活に関する相談、経済的困窮に関する相談が多く寄せられています。特に、単身で身寄りのない方からの相談が多く、問題が重層化している場合も多くなっています。高齢化、世帯構成の変化、経済情勢の変化等により、様々な問題が生じています。
- 特に、経済的困窮の相談に関しては、同一者からの相談が多く、平成 26 年度は全体の約 36.3%に達しています。相談者のみでは解決できない課題の根本を改善できていないことが理由だと考えられます。
- 住民側からの相談には個別に応じていますが、窓口にまでたどり着かない、地域に潜在化した住民の声【ニーズ】を完全に把握できていないことから、誰にも相談できずに困っている方がいる可能性があります。これまで自然に住民相互による支え合いが行われてきましたが、人口減少や家族体系の変化等により、隣近所でのつながりが薄れてきていることから、孤立問題が発生していると考えられます。

■ 課 題 ■

【課題1】 相談件数は増加し、内容も複雑化していくことが予測されます。住民の孤立を防止し、不安を解消するためには、「いつでも」「どんなことでも」「安心して」相談できる体制を整えておく必要があります。また、社協には相談者が自立した生活を送れるまでの継続した支援が求められています。

【課題2】 制度による一時的な支援の後も継続的に見守り、支えていく体制が必要です。（制度利用から自立への「つなぎ」）

【課題3】 住民が孤立しないよう、潜在的な住民の悩み（ニーズ）を明らかにすることが必要です。

■ 具体的な取組み・目標 ■

課題	対応する取組み（社協の事業）	目標
1 切れ目ない支援	住民の相談に対し、適切かつ切れ目のない支援を行います。 ◆相談窓口の開設、PR活動 ◆他機関との連携（民生委員、行政、福祉関係機関との連携） ◆事業間での連携強化（権利擁護事業／資金貸付・日常生活自立支援、ボランティアセンター事業、介護保険事業、地域包括支援センター事業 等） ◆職員の専門性の向上（職員への資格取得推奨、研修の受講）	★福祉のワンストップ相談窓口としての住民への周知・理解
2 体制構築	関係機関と連携を図り、根本的な問題を解決・支援することで相談者の自立を促していきます。 ◆他機関との連携（民生委員、行政、福祉機関等との連携） ◆相談者に対するモニタリング、助言等の強化	★経済的困窮者に関する相談者のリピート率0%
3 潜在ニーズの把握	◆個別の出張相談の強化 ◆相談しやすい窓口のネーミング（PR）	★“地域の困りごとは社協へ”の考えの浸透

(2) 権利擁護事業の推進

権利侵害からの保護はもちろん、本人が地域（社会）の中で様々な人に関わることで、自分の存在が価値あるものと認識でき、本人が主体となって生きていくことを支えられるよう支援します。

■ 現 状 ■

- 経済的に困窮し、食事や住居の確保、適切な医療が受けられないなど、日常生活が立ちいかなくなった住民の方からの相談が多く寄せられています。主に、疾患等により一時的に就労ができない方や、金銭の管理が難しい方が生活資金不足に陥っていると考えられます。（生活困窮に関する相談実件数：平成 26 年度 67 件）
- 認知症や障がい等により、判断能力が低下した方が日常的な金銭管理や必要な銀行等での手続きができず、日常生活に支障をきたしてしまう方がおり、年々増加傾向にあります。今後も、高齢化や核家族化（世帯人数の減少）等により、世帯のみで行うことができず、支援を要する人が増加していくと考えられます。（日常生活自立支援事業利用者数推移：平成 24 年度 21 名、平成 25 年度 21 名、平成 26 年度 21 名）

■ 課 題 ■

- 【課題 1】生活に困窮した住民が、一人で悩むことのないよう、安心して相談できる窓口が必要です。また、経済的困窮により、衣・食・住や医療といった最低限の日常生活が侵されることがない体制を整えていく必要があります。
- 【課題 2】判断能力の低下した方でも住み慣れた地域で生活が続けていかれるよう、支援体制を整えておく必要があります。

■ 具体的な取組み・目標 ■

課題	対応する取組み（社協の事業）	目標
<p>1 相談支援</p>	<p>経済的困窮者からの相談に応じ、自立した生活を送れるように支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談窓口の設置（相談員を配置し、相談に応じます） ◆ 他の専門機関との連携（生活保護制度／行政、ライフサポート事業／県社協） ◆ 資金の貸付（生活福祉資金、たすけあい資金） 	<p>★住民の困窮状態の改善</p>
<p>3 日常生活自立支援</p>	<p>日常生活自立支援事業（県社協受託事業）を実施し、住民の皆さんが安心して生活できる環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 日常的金銭管理サービス ◆ 書類等預かりサービス ◆ 福祉サービス利用援助 	<p>★判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して生活できる町</p>

(3) 在宅福祉サービスの確保と強化

介護保険事業をはじめ、箱根町内で不足しがちな福祉サービスを社協が安定して運営し、住民のニーズに応えます。

■ 現 状 ■

- 高齢化や核家族化に伴い、高齢者・障がい者のみの世帯の増加や、家族が同居していても仕事により介護ができないなど、家族による介護力の低下により、介護（介護予防）サービスを必要とする住民が増えています。介護サービスに対する需要が高まっています。

■ 課 題 ■

- 【課題1】住民に必要なサービスを安定的に提供できる体制を確保しておくことが必要です。

■ 具体的な取組み・目標 ■

課題	対応する取組み（社協の事業）	目標
1 サービス 提供体制 の確保	はこね社協サービスセンター（介護保険事業）を設置し、安定した介護サービスの提供を図ります。 ◆介護サービス事業の実施（訪問介護：高齢・障がい、通所介護：高齢） ◆居宅介護支援事業の実施 ◆事業の安定化並びに新規事業の検討・開発（介護事業積立金の確保）	★必要な介護が受けられない「介護難民」をつくらない

3 災害への備え ～災害に強い地域づくり～

(1) 災害ボランティア（個人・団体）の推進と体制づくり

いつどこで発生するかわからない大規模災害に備え、隣近所のつながりによる減災や防災に対する意識の向上を目指します。また、社協による災害ボランティアセンターの設置運営体制の整備を図ります。

■ 現 状 ■

- 箱根町では地震・火山活動・豪雨等による大規模災害は発生に備えて社会福祉協議会が災害ボランティアセンター（以下「災害ボラセン」）を設置することとなっています。（国内ではこれまでも、震災や風水害等で災害ボラセンが設置されています）
- 被災現場での瓦礫の撤去や避難場所における支援など、被災者のみでは対応が困難で、かつ行政サービスだけでは手が届かない部分はボランティアによる支援が有効です。



▲ 社協職員を対象とした災害ボラセン設置運営訓練

■ 課 題 ■

【課題1】 必要に応じ災害ボラセンが速やかに設置され、機能的に運営されるよう体制を整えておく必要があります。

■ 具体的な取組み・目標 ■

課題	対応する取組み（社協の事業）	目標
1 災害ボラセンの設置	災害ボラセンの設置・運営に必要な準備を進めていきます。 ◆設置運営マニュアルの策定（改訂） ◆防災用備品の整備 ◆設置運営訓練の実施 ◆住民への周知と連携 ◆他機関（行政、県社協、近隣社協等）との連携	★災害ボラセンの速やかな設置、機能的な運営